

2008年9月17日

〒760-8580 香川県高松市浜ノ町8-33
四国旅客鉄道株式会社（JR四国）
代表取締役社長 松田 清宏 様
鉄道事業本部長 木下 典幸 様

〒 東京都足立区

半沢一宣（印）

特急列車の車内設備のバリアフリー化推進に関する要望書

拝啓 時下ますますご盛業のこととお喜び申し上げます。

さて、私は、数年前から、標記の問題について、全国規模での調査・集計作業を続けている者です。

私は、身体障がい者の受動喫煙防止をテーマとして、1999年から「特急列車の車いす対応座席・多目的室の設置および禁煙化状況一覧表」の作成を続けてきました。これは『鉄道ジャーナル』ほか専門誌の新車紹介記事などによる文献調査が主体でした。

私は、この一覧表を毎年ダイヤ改正に合わせて更新する作業の過程で、

「テレホンカード式公衆電話や飲料自動販売機といった、本来すべての乗客のための付帯設備が、車いす対応構造でなかったり、車いす対応座席から遠く離れているなどのため、身体障がい者だけが利用したくてもできないのはおかしい」

という問題もあることに気づかされました。

そこで私は、2006年11月から、私鉄各社を含む全国の有料特急列車を対象に、車いす対応設備の有無や、各種の付帯設備が車いす対応となっているかどうか（個々の構造だけでなく、車いす対応座席との位置関係も）に関する実車調査を行いました。この調査結果は、2007年7月に開催された交通権学会の定期研究大会で発表し、また今年発行された学会誌『交通権』第25号にも収録されました（当該ページのコピーを同封いたしますので、ご査収願います）。

これらの調査結果を踏まえ、貴社におかれましては、別紙に記した各項目について改善されるようお願いしたいのと、今後の新車設計の参考としていただきたく、このたび要望させていただきことといたしました。別紙の各項目それぞれに係る具体的な改善計画（改善方法とその実施見込み時期）または改善を行わない（行えない）のであればその具体的な理由（事情）などにつきまして、詳細をご教示いただきたく存じます。

何かとご多忙のおり誠に恐縮ですが、本年10月14日（火曜日、鉄道の日）までに書面にてご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。電話でのご回答は、拙宅の電話が家庭の事情でつながりにくいなどのため、貴社にもご迷惑をおかけしてしまうおそれがございますので、ご遠慮いただければ幸いです。

なお、貴社からの回答内容につきましては、その後の改善状況に係る続報として、交通権学会その他の場で報告・公表させていただき場合がございますことを、あらかじめご了承願います。

また、今後さらに詳しいことをご教示いただきたい場合のため、貴社における担当部署名と電話・FAX番号、担当者様のお名前なども合わせてご教示いただければ幸いです。

末筆ながら、貴社の無事故と更なるご発展をお祈りしております。

敬具

*本状は、JR旅客6社のほか、一部文面を変えたものを社団法人日本民営鉄道協会にもお送りしております。

(別紙)

JR四国の特急列車において、バリアフリー上の改善が望まれる点

*以下の記述はいずれも、2007年3月下旬から2008年3月下旬までの間に行った実車調査結果に基づくものです。もしもそれ以降に何らかの改善が行われていましたら、失礼をお詫び申し上げますと共に、その詳細をご教示くださいますようお願い申し上げます。

1. 車いす対応座席設置車両の指定席化

貴社の特急列車では、主に「しおかぜ」として運転される8000系車両の 号車と「うずしお」などで運転されるN2000系車両の 号車(高松方先頭車)に車いす対応座席が設置されています。ところが、これらの車両はすべて自由席車として運用されています。このため、混雑時などには、先に着席していた健常者が「自由席なのだから先着順だ」と頑として譲らなければ、身体障がい者が車いす対応座席を利用できない可能性がある、という問題を引き起こしています。

貴社以外のJR各社では、季節や時間帯によって指定席と自由席の割合を変える列車であっても、車いす対応座席つき車両は指定席として運用するのが原則です。例外は、JR東日本の首都圏地区やJR西日本の北陸地区で、通勤時間帯に普通車全車自由席で運転する列車くらいのもので、

貴社におかれましても、身体障がい者の座席を確実に確保する必要性に鑑み、車いす対応座席つき車両(1両のうち一部のみ指定席とする列車では車いす対応座席を含む一画)の指定席化が望まれます。その場合には、急用で飛び込み乗車する身体障がい者のため、身体障がい者からの事前予約がない場合であっても車いす対応座席の一般向け発売は行わないよう、合わせてご配慮をお願いしたく存じます。

2. 多目的室の存在・用途・利用方法に係る案内・周知の徹底

JR各社では、多くの新幹線・特急列車に多目的室を設置しています。最初は身体障がい者が横になって乗車できるための個室としてでしたが、今日では急病人の休憩、授乳、おむつ交換、着替えなど、幅広い用途での利用を認めるようになってきました。これは病弱者や子育て世代(乳幼児とその親たち)の「移動の自由」=交通権の拡大に寄与しており、高く評価すべきものです。

しかし、貴社の8000系の 号車の多目的室には、その用途や利用方法などを乗客に周知する掲示の類がまったく見当たりません。これは、乳児を連れた母親や病人など、多目的室を本当に必要とする乗客への配慮を欠いた不適切な運用であり、改善が望まれます。

3. 飲料自販機の車いす対応座席最寄りデッキへの移設と、車いす対応構造化

8000系車両では、 号車と 号車に飲料自販機が設置されていますが、いずれも車いす対応座席から(車いすでは)アクセスできない位置関係にあり、かつ車いすでは利用(操作)が困難な構造になっています。

身体障がい者は、特急列車の運転とその車両の維持管理に係るコストとして、健常者と同額の特急料金を負担しています(割引があるのは運賃部分のみ)。そのことを考えると、身体障がい者だけが飲料自販機を利用したくてもできない状況が長年にわたって放置され続けている現実、身体障がい者に対する差別ではないでしょうか。

一日も早く、8000系の飲料自販機を、車いす対応座席最寄りのデッキに、車いすでも利用(操作)可能な構造として、移設することが望まれます。 以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局
第505-00-98302-4号
平成20(2008)年9月18日 高松中央郵便局にて配達完了